

回 答 書

工事名： 西小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）

	質 問 事 項	回 答
1	工事開始時期について、「工事仕様書」の「留意事項」に『請負工事の締結後から現場施工に着手するまでの期間（中略）現場代理人及び主任（監理）技術者の専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、監督職員との打合せにおいて定める。』とありますが、工事開始時期はおおむね、いつ頃からを想定していますか。 工期末の令和 8 年 2 月 24 日が遵守されれば、打合せを経るものの、受注者の思いで工期開始時期を定めることができますか（例えば令和 6 年の秋頃工期開始）。	工事開始時期は、夏休みが始まる令和 6 年 7 月下旬を想定しています。 学校関係者の安全に配慮し、可能な限り夏休み期間中に工事を進捗するよう見込んでください。 また、余裕をもって工期内に工事を完了するよう、関係者と協議のうえ計画してください。